

韓国で高病原性鳥インフルエンザ を強く疑う事例発生！

平成26年1月17日、韓国から、全羅北道高敞(コチャン)郡の種あひる農場で高病原性鳥インフルエンザの発生が強く疑われる事例が確認されたとの発表がありました。

現在、我が国は北方からの渡り鳥の飛来シーズンにあり、本病ウイルスが我が国に持ち込まれる可能性が高い状況にあることから、農場における侵入防止対策の徹底が一層重要となります。

日頃からの飼養衛生管理基準の遵守及び点検・確認を行い病気の侵入防止対策の徹底をお願いします！

「飼養衛生管理基準チェックシート」でチェック！確実に実行！

(別添シートで確認し、衛生管理を徹底してください。)



-  飼養家きんの健康観察、異常の早期発見、早期通報
-  野生動物などの鶏舎への侵入防止
-  農場、鶏舎の出入口での消毒の徹底
-  関係者以外の農場への立入制限・発生国への渡航の自粛
-  入退場する人や車両についての記録と消毒の徹底

※過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合等、異状を発見した場合には、すぐに家畜保健衛生所(飛騨総合庁舎 電話 0577-33-1111)まで連絡してください。

※平日時間外(午前8時30分～午後5時15分以外)や休日の電話に対しては、

「電話交換業務が終了しています。」に続く、「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。



飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/kachikueisei/hidakaho/>